

商工神奈川

2020

10

組合あんでな

衣笠商店街を取材させていただきました！
【TVアニメ作品「ハイスクール・フリート」とコラボしたお店】



「はいふり」ファンが集う憩いのカフェ
「歌楽屋」

もっちもっちの焼きたてパン屋
「ファリーヌ」



バラエティ豊かな今川焼・お好み焼き屋
「はらどけい」



No.754

Contents

〈巻頭〉「民法改正の概要について」	2
中央会トピックス	4
新型コロナウイルス感染症にかかる支援策のご案内	5
組合あんでな	6
組合Q&A	9
情報連絡員の声	10
PRひろば	12
今月の逸品・編集後記・情報募集	13

この取り組み内容は6ページに掲載しています



連携で明日を拓く

神奈川県中小企業団体中央会

URL <https://www.chuokai-kanagawa.or.jp/>

民法改正の概要について

横浜北仲通り法律事務所
弁護士 池 田 賢 史

令和2年4月1日から、改正された新しい民法が施行されています。
今回は、その改正の概要について、法務省民事局が公開している資料に基づいて説明したいと思います。
(<http://www.moj.go.jp/content/001259612.pdf>)
なお、誌面の都合上、改正箇所のほんの一部分のみの説明になりますが、協同組合運営に関係があると思われる部分を説明します。

■改正のポイント

①消滅時効に関する改正

業種・職種により異なっていた短期消滅時効を廃止し、権利を行使することができることを知った時から5年、という時効期間を新設し、これを原則化しました。

なお、権利を行使することができる時から10年という時効期間は維持されていますので、いずれか早い方の経過によって時効が完成することになります。

②法定利率に関する改正

法定利率を年5%から年3%に引き下げた上で、市中の金利動向に合わせて変動する制度を導入することになりました。

併せて、これまで年6%とされていた商事法定利率も廃止されました。

利率は、3年を1期として、1期ごとに見直すこととされました。

③保証に関する改正

- i 事業用の融資について、経営者以外の保証人については公証人による意思確認が必要とされました。
ただし、主債務者が法人である場合の理事・取締役・執行役や、総株主の議決権の過半数を有する者、主債務者が個人である場合の共同事業者などについては、このルールは適用されません。
- ii また、これまで貸金等債務の根保証に限定されていた包括根保証の禁止の対象を、全ての根保証契約に適用することになりました。
ただし、保証期間の制限については、賃貸借等の根保証には適用されず、賃貸借等の根保証については、保証期間に制限はありません。
主債務者の死亡や、保証人の破産などの特別事情がある場合の根保証契約の打ち切りについては、全ての根保証契約に適用されることになりました。

- iii さらに、保証契約の締結の際に、主債務者による保証人への情報提供義務が明記され、情報提供義務違反がある場合には、保証人は、保証契約を取り消すことができるとされました。

④約款に関する改正

定型約款を契約内容とする旨の表示があれば個別の条項に合意したものとみなすが、信義則(民法1条2項)に反して相手方の利益を一方的に害する条項は無効と明記されました。

約款とは

：大量の同種取引を迅速・効率的に行うために作成された定型的な内容の取引条項

⑤債務不履行による損害賠償の帰責事由の改正

債務不履行による損害賠償請求は、債務者に帰責事由がない場合には認められないことが明文化されました。

そして、債務者に帰責事由があるか否かは、契約や社会通念に照らして判断されることが明記されました。

⑥契約解除の要件に関する改正

- i 債務不履行について債務者に帰責事由がない場合には、解除が認められないとされていたものが、債務者に帰責性がない事由によるものであっても解除を可能なものとすることになりました。
ただし、債権者の責めに帰すべき事由による債務不履行の場合には解除できません。
- ii また、契約及び社会通念に照らして債務不履行が軽微である場合には、契約を解除することができないことが明文化されました。
- iii さらに、債務者が履行を拒絶する意思を明示している場合や、契約をした目的を達するのに足りる履行の見込みがないこと等の事情があれば、無催告で解除することが可能であることも明文化されました。

⑦売主の瑕疵担保責任に関する改正

商品の種類を問わず、引き渡された商品に欠陥があった場合に、買主が売主に、修補や代替物引渡しなどの履行の追完の請求以外に、損害賠償請求、契約の解除、代金減額請求ができることが明記されました。

⑧隔地者間の契約の成立時期の改正

隔地者間の契約に関しては、承諾の通知を発信したときに承諾の意思表示が効力を生じ、その時点で契約が成立(発信主義)するとされていたものが、承諾の意思表示が相手方に到達した時に効力が発生し、その時点で契約が成立(到達主義)することになりました。

⑨請負の報酬に関する改正

これまで、請負契約が途中で解約された場合の明確なルールが存在しませんでした。①仕事を完成することができなくなった場合、②請負が仕事の完成前に解除された場合には、可分な部分によって注文者が利益を受ける場合、請負人はその利益の割合に応じて報酬の請求をすることが可能であることを明文化しました。

また、仕事を完成することができなかったことについて注文者に帰責事由がある場合には、報酬の全額を請求することが可能と明記されました。

地域経済の活性化と中小企業・小規模事業者の成長・持続的発展のための要望書を提出

令和2年8月25日(火)、自民党神奈川支部連合会、公明党神奈川本部の両事務所にて本会をはじめとする県内中小企業経済5団体(神奈川県中小企業団体中央会、一般社団法人神奈川県商工会議所連合会、神奈川県商工会連合会、神奈川県商店街振興組合連合会、公益社団法人商連かながわ)で、中小企業・小規模事業者支援策の拡充強化及び地域経済活性化対策について共同で作成した要望書を県内選出国會議員に提出しました。

本会からは坂倉徹副会長が出席し、5団体を代表して、県商工会議所連合会の上野孝会頭から、自民党県連の小此木八郎会長並びに公明党上田勇県本部代表に要請書を提出しました。

要望内容は次のとおりです。

【要望事項】

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を見据えた中小企業・小規模事業者の事業継続に向けた支援
- 2 ウイズ・コロナの社会に対応し、人との接触を減らす「新しい生活様式」に対応するための支援
- 3 経営指導員が担う商工会・商工会議所の相談窓口体制の強化
- 4 最低賃金制度の慎重な対応と制度の抜本的見直し
- 5 商店街の活性化に資する「キャッシュレス決済」の推進
- 6 商店街共同設備の改修・維持管理費等の支援策の充実強化
- 7 広域交通ネットワーク(幹線道路網や鉄道網)の整備促進と激甚化・頻発化する災害への対応の強化
- 8 社会保険料の引下げ、法定福利費の適正転嫁対策の徹底
- 9 パートタイム労働者の扶養控除基準額の上限の引上げ
- 10 中小企業の人材確保のための外国人技能実習制度等の見直し
- 11 中小企業の経営改善のための税制措置の改正
- 12 廃棄物処理・資源集団回収事業者への支援の強化
- 13 P C B廃棄物処理に伴う支援の強化
- 14 省エネ補助金の継続・拡充と申請手続きの簡素化



自民党県連に要望書を提出する様子



公明党神奈川本部に要望書を提出する様子

三井住友海上火災保険(株)と「取組連携に関する協定書」を締結

本会は、三井住友海上火災保険(株)神奈川静岡本部と令和2年8月26日(水)に開催した「Web 販売推進会議」の席で、取組連携に関する協定を結びました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大がなかなか収束に向かわない中、中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は大きく変化しており、ウィズ・コロナ社会の「新たな生活様式」にどのように対応していくかなど、様々な課題があり、コロナウイルスだけでなく、昨年秋に本県を襲った台風が県内各地に甚大な被害をもたらしたように、自然災害も年々激化してきており、想定を超えるリスクに対する「備え」の必要性が格段に増しています。

そこで、県内組合においてもリスク回避の相談や問い合わせの機会が増えていることから、損害保険分野において「推進代理店」制度を導入し、組合及び傘下企業のリスクマネジメントのサポートとして共済制度の一層の普及強化に取り組んで参ります。



本会 大竹副会長兼専務理事(右)と三井住友海上(株) 横尾執行役員神奈川静岡本部長(左)

新型コロナウイルス感染症にかかる支援策のご案内

※掲載内容は2020年8月28日時点の情報となります。最新情報は各お問合せ先または中小企業庁特設サイトでご確認いただくようお願いいたします。

家賃支援給付金

新型コロナウイルス感染症を契機とした緊急事態宣言の延長などにより、売り上げの減少に直面する事業者の皆様、事業継続を支えるため、「地代・家賃」の負担を軽減するために賃借人(かりぬし)である事業者の皆様に対して給付金を給付する制度です。

申請期間

2020年7月14日～2021年1月15日(8月28日現在) ※締切までに受付完了したもののみが対象となります。

給付対象

中堅企業、中小企業、小規模事業者を対象とし、協同組合等の会社以外の法人から、個人事業者まで幅広く対象となっています。ただし実際に給付の対象となるのは以下の条件全てに該当する方となります。

(1) 2020年4月1日時点で次のいずれかに当てはまる法人であること。(法人のみ)

なお、組合若しくはその連合会または一般社団法人については、前提としてその直接または間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人または以下のいずれかに当てはまる法人であることが必要となります。

①資本金の額または出資の総額が10億円未満であること。

②資本金の額または出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。

(2) 2019年12月31日以前から事業により事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思があること。

(3) 2020年5月から2020年12月までの間で、新型コロナウイルス感染症の影響などで事業収入が「1か月で前年同月比▲50%以上」もしくは「連続する3か月の合計で前年同期比▲30%以上」となっていること。

(4) 自身で営む事業のために直接占有する他人の土地・建物の使用・収益の対価に賃料を支払っていること。

給付金額

法 人: 最大600万円一括支給

個人事業者: 最大300万円一括支給

算定方法

「申請時の直近1か月における支払賃料(月額)に基づき算定した給付額(月額)の6倍」となっています。こちらの算定基礎となりうる主な契約や費用は「賃貸借契約(土地・建物)」の契約、一部の「賃料・共益費、管理費」等の費用が該当します。

※賃貸借契約以外の形式による契約も給付の対象となる可能性があります。また、対象となるものは、申請者自らが事業のために使用・収益する土地・建物の賃料となり、該当する地代等も対象です。

申請手続

家賃支援給付金ポータルサイトより WEB上で電子申請の手続きを行うことになります。

また、補助員の入力サポートを受けながら申請を行う「申請サポート会場」を順次開設しております。

※新型コロナウイルス感染症防止の観点から申請サポート会場のご利用は完全予約制となっております。

記載の内容は法人対象の要領をもとに作成しており、本給付金の概要及びその一例となります。他にも給付対象外となる条件や、要件には当てはまらないものの給付の対象になる例外(創業特例や罹災特例など)もございますので、詳細な給付条件や給付額はホームページにて掲載の給付要領・給付規定・業界ガイドラインをご覧ください。

お問合せ先

コールセンター: 0120-653-930
平日・日(土・祝除く) 8:30～19:00



家賃支援給付金
ポータルサイト



共同施設を使用する
組合員企業の方へ



組合あんてな



アニメ作品とタイアップした新しい商店街の在り方！ 衣笠商店街



衣笠商店街(横須賀市)は「衣笠商店街振興組合」と「衣笠仲通り商店街協同組合」の二つの法人商店街で構成されている商店街で、全長250メートルにも及ぶアーケードに沿って、150ものバラエティ豊かで個性あふれるお店が軒を連ねています。

当商店街では、4年前から横須賀市を舞台としたTVアニメ作品「ハイスクール・フリート(略:はいふり)」とタイアップし、様々な事業に取り組んでおり、聖地巡礼(作品の舞台となった街を訪れること)で地元以外の来街者も多く訪れる街となっています。今までにない来街者層を獲得したその取り組みについて、担当理事の中西 真理 氏に取材をさせていただきました。

作品とのタイアップで街に新しい風を吹き込む！

「はいふり」が放送された2016年に、中西 氏は商店街の集客事業委員として、新しい集客の仕組みづくりを考えていました。そんな時、横須賀市観光課より作品と街のタイアップを提案され、市内の他の商店街が同作品とのタイアップを行って活性化していることを聞き、当商店街もタイアップすれば、街を活性化させ、横須賀市全体の活性化にも貢献できるのではないかと考え、タイアップ事業を開始しました。タイアップ事業では、横須賀市がお客を集客するために企画したグルメスタンプラリーへの参加や「はいふり」デザインの衣笠ポイントカードや缶バッジ等のオリジナル商品の作成・販売等を行い、街に新しい風を吹き込むことに成功し、衣笠商店街は全国の「はいふり」ファンが訪れる街となりました。



作品とコラボした限定のポイントカード。キャラクターの背景には衣笠山公園の並木通りが描かれています。この商品もあつという間に売り切れてしまいました。

役員や事務局任せでは終わらない！組合員も積極的にPR

街全体のタイアップ事業だけでなく、各店舗でも様々な工夫を凝らして新しい固定客の獲得に努めています。中西 氏は、「はいふり」ファンという新しい客層とも十分なコミュニケーションを図れるよう、作品自体の内容について理解を深めるとともに、ホームページやSNSによる情報発信に積極的に取り組み、自身の店を全国各地から「はいふり」ファンが訪れる憩いの場にすることができました。それに伴い、業態をカフェに変更することを決断し、メニューや内装も一新しました。

その他の店舗でも、各店舗限定のタイアップ商品の販売や、店舗前にパネルやポスターを設置してPRする等、新しい客層が馴染めるように、様々な取り組みを行っています。作品の放映が終了してから4年が経ちますが、未だにファンに街が愛されているのは、街の作品に対する熱い想いがあるからではないでしょうか。



店舗でしか買えないタイアップ商品を取り扱う飲食店。商品を求めて多くのファンが訪れますが、作品の舞台となった街に貢献しようと、食事も楽しんでいく方も多いようです。



事業者の声

「お店を構えて待っているだけでは生き残れない。お客様が来街する新しい仕組み作りを！」

「現在、コロナウイルスの影響も相まって多くの商店街が苦しい状況に立たされているとは思いますが、私達にはまだできることがたくさん残されていると思います。当商店街も以前より集客方法を模索していたところに『はいふり』と出会い、タイアップ事業を通して街の新しい在り方を見つけることができました。お店を構えてただ待つだけでは、お客様を増やすことは出来ません。お客様を増やすためには、『商店街に行きたい』と思ってもらえるような新しい仕組み作りに取り組むことが大切だと考えています。また、商店街活動だけでなく個店においても、SNSを積極的に活用して告知をしたり、ホームページを開設して通信販売に取り組むなど、商圏を広げて世間へアプローチしていくことが必要だと感じています。当商店街としても、引き続き魅力溢れる街づくりに励みながら、新しい街の在り方について模索していきたいと思っています。」

©AAS/海上安全整備局 ©AAS/新海上安全整備局



取材に応じていただいた衣笠商店街の理事を務める中西真理氏。街と作品のタイアップを実現させたプロジェクトリーダーで、取材中に街と作品、そして来街者に対する熱い想いが伝わってきました。

【記事に関するお問合せ先】

衣笠商店街 事務局

(神奈川県横須賀市衣笠栄町1-70)

TEL: 046-851-2310

URL: <https://kinuten.com/>

Twitterやフェイスブックには、お得な情報が満載です。是非一度覗いてみてください！



バラエティ豊かな異国情緒溢れるお店が勢揃い！

ドブ板通り商店街



ドブ板通り商店街は京急汐入駅から米海軍ベースにかけての一帯の通りに面した店舗を構成員とした商店街です。「どぶ板通り」の由来は、第二次大戦前、道の中央にドブ川が流れていたところを、通行の妨げになるため海軍工廠より厚い鉄板を提供してもらい、ドブ川に蓋をしたことから「ドブ板通り」と呼ばれるようになりました。終戦後は、横須賀に駐留した米軍の街として栄え、現在は県内外から多くの観光客が訪れる日本と米国の雰囲気が出た商店街として知られるようになり、実にバラエティ豊かなお店が軒を連ねています。

当商店街もコロナ禍で来街者が減少し、苦しい状況に直面していますが、「こんなときだからこそ！」と当商店街の役員や事業実行委員が中心となり、様々な取り組みを行っています。今回はその取り組みについて取材をさせていただきました。

県内では初！？ 商店街で野外営業許可を取得

来街者の減少で、特に大きな影響を受ける会員飲食店のために、着手したのが商店街の野外営業許可の取得でした。許可取得のために、当商店街の越川理事長が中心となって申請書類の整備を行い、国土交通省と横須賀市から「道路占用許可」を取得、警察署から「道路使用許可」を取得したことで令和2年11月30日まで野外営業が可能となりました。申請から許可取得まで実に2ヶ月の期間を要したこの取り組みは、県内で初の試み(国道では全国で2番目)であると言われています。自店舗の営業もある中で、慣れない申請書類の整備や関係機関との調整で多忙を極めた越川理事長ですが、「少しでも会員店舗を救いたい」という強い思いで、県内では前例のない許可取得を実現させました。



野外で食事をを楽しむ来街者。各店も国のガイドラインに従って、感染対策に取り組んでいます。

商店街自慢の PB 商品を大胆リニューアル！

商店街実行委員が中心となり、既存のレトルト海軍カレーを味はもちろんのことパッケージまでこだわって大胆にリニューアルしました。明治時代に発行された海軍の料理教科書とも言える「海軍割烹術参考書」をベースに当時の海軍カレーの味を再現し、こだわりの国産牛の旨味とコク、野菜の甘味をベースに数種類のスパイスを加え、アレンジした味は極上の逸品となりました。また、商店街の補助金を活用してパッケージの専門家も招聘し、当時の歴史を調べ抜き、炊事兵と言われる水兵が使用していた料理道具で調理している様子を忠実に再現したイラストを採用し、馴染みやすいパッケージに生まれ変わりました。「当時のカレーってどんな味だろう？」というワクワク感を持って楽しめる、約半年間の製造期間を経て誕生した商店街とカレーの歴史が詰まった商品になっています。



アンテナショップ「ドブ板通りステーション」を中心に販売を行っており、お土産として購入する来街者が多く、売れ行きも好調とのこと。



事業者の声

「会員店舗を救うために、自分にできることは何でもやる！」

「コロナ禍だからこそ、『自分たちにできることはまだまだたくさんあるはずだ！』と考え、野外営業許可の取得や海軍カレーのリニューアル等を行いました。これらは役員や実行委員で企画しているものの一部でしかありません。補助金を活用して WEB でも閲覧可能なガイドブックを作成したり、ネオン看板を街に設置して、よりアメリカな雰囲気を楽しめるように工夫したりと、コロナウィルスの感染拡大が収束したときのために、今できる最大限の取り組みを行っています。11月21日からは毎年恒例のクリスマスセール代わりに感染症対策を取りながら、お客様還元大抽選会を実施する予定で、景品も会員店舗で利用できる商品券等を用意し、来街者と会員店舗の両方が WIN-WIN になるようにイベントを企画しています。会員店舗でも感染症対策を十分に取りますので、是非、これを機会に多くの来街者が訪れることを願うばかりです。」



【記事に関するお問合せ先】

ドブ板通り商店街 事務局

(横須賀市本町二丁目7番地)

TEL: 046-824-4917

URL: <https://dobuita-st.com/>

取材に応じいただいた理事長の越川昌光氏は、ドブ板通り商店街を「日本にいながらにしてアメリカの街の雰囲気を味わえるだけでなく、昼と夜で全く違った雰囲気を楽しめる街」だと語っていました。



組合員のニーズと社会的使命を満たす新事業に着手！ 神奈川県医療事業協同組合

神奈川県医療事業協同組合は現在6つの医科法人与2つの薬局法人の8組合員からなる協同組合です。1997年当時、民間の中小医療機関が力を結集し共同購入を実施することでスケールメリットを活かした価格交渉を行い、経済的地位の向上・改善を行うため設立されました。

今回は現在の事業と、組合員と社会のニーズに応じて開始する新事業(障害者グループホーム)等について、当組合専務理事の井町和義氏にお話を伺いました。



取材を受けていただいた専務理事の井町和義氏。2018年より専務理事に就任。当組合設立以前から現組合員の職員として従事しており、当時より組合及び組合事業とは深い関わりがあり、事業の立ち上げ等にも多く携わっています。

【現組合事業について】

当組合は現在、柱となる医薬品・医療消耗品等の共同購買の他、事業資金の貸し付け・借入れ、事務処理代行等を実施しています。中でも、当組合の実施している共同給食事業は、設立当時主流だった事業所別にその場で調理し提供する「クックサーブ方式」から、事前にセントラルキッチンという組合施設で調理した料理を保存したのち各事業所へ配送し再加熱を行う「クックチル方式」に変更することで、おいしさの追求、作業の効率化、品質の均一化、衛生面の強化を実現させ、全国的にも珍しかったことから組合先進事例として注目を浴びました。

【組合員・利用者・社会のために…新事業「障害者グループホーム 共同生活援助事業」を実施】

実施を目前に控える「障害者グループホーム 共同生活援助事業」は、障害のある方が共同生活を営む住居において日常生活上の援助を行うために、組合が共同施設としてグループホームの設置・管理運営を行うものです。当事業により組合員施設の機能強化及び利用者や利用者家族の利便性・生活の質の向上が見込まれます。

私(井町専務理事)が当組合の新規事業委員会に身を置き、日々検討を重ねる中で精神科の医師の先生と面談する機会があり、そこで病院を退院した障害を持った方々の受け入れ先、行き場がないという現場の切実な声を聞いたことが当事業実施のきっかけとなりました。障害福祉において日本は国際的に遅れているという実情から設置の需要も多く、組合内部からも受け皿を求める声が多くありました。こうした内部の声及び国や市町村の後押しもあり本事業は実施へと舵を切っていました。

【組合員連携の力と事業にかける思い】

当組合の組合員は医療・介護の両面をカバーしており、常に双方の専門家の意見を受けることが大きな強みだと感じます。また、組合員から組合へ出向等を行うことで専門のキャリアを持った人員の力を比較的借りやすいことも同じく強みだと思います。そのような土壌もあり、今回の新事業についても経験のない事業者が一から始めるよりも自信をもって実施できます。

施設の開設に必要な救急病院は組合員の医療機関が受け持ち、バックアップ体制が充実している点も事業の要になっています。また、出向人員だけでなく、組合内部職員(看護師等有資格者)の力を借りることが出来ることも当組合の事業運営の大きな特色です。

当事業では、社会的使命を遂行するために人権意識と誇りを持ち、胸を張って取り組めるような事業運営に努め、同時にそのことが職員のモチベーション向上に繋がればと考えます。また、事業の始動後も今後のさらなる展開を見据えて積極的に取り組んでいきます。

【新型コロナウイルスの影響について】

今回のコロナ禍により、患者数の減少等、大小はありますが各組合員は影響を受けています。ただ、その中で、政府は医療機関への第1次、2次補正や、予備費を計上するなどバックアップ体制を講じています。また、国内外からの支援物資(マスク等の医材)が届けられたことについては人の温かみを感じ、大変ありがたく思います。

4～6月の非常に厳しい状況乗り越え、現在は少しずつ回復基調にあります。今後もこの状況が続くならば再び厳しい状態になることは目に見えています。加えて、医療不況にある中、業界はコロナ禍に関係なく本業において改善を行っていかねば厳しいことには変わりはありません。

【医療機関として】

コロナ禍当初は医療業界への世間の風当たりが強く、院内感染などにより内部で疑心暗鬼に陥ってしまうことや、周辺施設で過剰な差別に悩まされるようなこともあり、医療従事者からすればつらいものがありました。しかし、そのような中でも医療機関の社会的役割と使命に基づき、コロナ患者受け入れ医療機関として手上げをしました。今後もその役割と責任は変わることがありません。

新型コロナウイルスを恐れるあまり病院へ行かない患者さんが増加していますが、体調に不安があれば、躊躇せず受診願います。

当組合は引き続き、組合員と社会に寄与するため積極的に活動を進めます。

【記事に関するお問合せ先】

神奈川県医療事業協同組合 事務局 (横浜市神奈川区鶴屋町3-35-1 第二米林ビル5F)

TEL: 045-320-2510

URL: <https://www.k-mcc.jp/>

ホームページはこちらからアクセスできます！



組合運営に関するよくある質問に、本会の無料個別専門相談を担当している、弁護士、税理士・公認会計士の先生方がわかりやすくお答えします！

組合

Q

A

第37回



横浜北仲通り法律事務所
弁護士
池田賢史 先生

Q. 自由脱退した組合員は通常総会において議決権を行使することはできるのでしょうか。

A.

最近、複数の組合から上述と同じ相談を受けましたので、この機会に整理したいと思います。

1 中小企業等協同組合法の規定

自由脱退を予告した組合員は、「事業年度の終わりに脱退する」と中小企業等協同組合法18条1項に規定されています。

すなわち、脱退を予告した組合員は、事業年度の終わりまでは組合員たる地位を失わず、組合員としての権利・義務を有しているのです。「脱退届」という書面を提出すれば、提出後すぐに脱退できると勘違いをしている方が非常に多いですが、それは間違いです。中央会が発行している書式例でも「脱退届」ではなく「脱退予告書」と題されているのは、あくまでも事業年度の終わりをもって脱退することを予め申し出るための書式であり、提出後すぐに脱退できるわけではないからです。法律上も「までに予告し」と規定されています(組合法18条)。しかも、法律上は事業年度末尾の90日前までに脱退予告することが必要とされていますので、例えば事業年度が4月1日から3月31日までの組合であれば、基本的には12月中には脱退予告をしなければ、事業年度末に脱退することはできません。

2 脱退予告後の地位について

上述のとおり、脱退予告をした組合員は脱退予告後も事業年度末までは組合員としての権利義務を有しています。

したがって、脱退予告をした後でも事業年度末までは賦課金を支払わなければなりませんし、事業年度末までに臨時総会が開催されるのであれば、その臨時総会に出席して議決権を行使することもできます。

3 自由脱退した組合員は、通常総会において議決権を行使することができるか

この点についての回答は、「議決権を行使することはできない」です。

これまでに説明してきたとおり、脱退予告をした組合員は事業年度の末日をもって脱退となります。したがって、事業年度が変わってから2か月後に行われることが多い事業協同組合の通常総会には既に脱退している元組合員が出席できないことは当然と言えば当然です。通常総会に出席できない以上、議決権を行使することはできません。

そもそも、既に組合員としての権利がない以上、議決権もないのです。組合の方からの相談を受けていると、そもそも自由脱退の場合に脱退日が事業年度末日となることを知らない方もいれば、脱退日が事業年度末日であることは知っているが、通常総会の招集通知は発送しなければいけないのではないかと考えていらっしゃる方も少なくありません。お話をうかがうと、通常総会においては脱退した元組合員が加入していた期間の事業年度の決算承認(払い戻し持分額の確定も含む)が議案となっているから、元組合員にも招集通知を発送して、通常総会に出席する機会を確保しなければならないのではないかという不安があるようです。

しかしながら、たとえ、議案の内容が元組合員に関係するものとはいえ、すでに組合員としての権利義務を失っているのですから、当然ですが、通常総会に出席する権利もなければ反対に義務もありません。組合としても、そのような方に対して、招集通知を発送する必要はないのです。持分払い戻しについても、年度末までの決算内容に沿って各組合員の持分を算出していただき、定款に沿った形で払い戻し手続を進めていただければ足り、脱退した元組合員の方の意見を聞く必要はありません。

組合個別
専門相談

●通常相談は無料、秘密厳守●

■ 次回日程

◎法律、税務・経理、労務

令和2年

11月4日(水)

新たに「zoom」による
相談ができるよう
になりました!!

午後1時～4時 本会会議室にて

●電話予約をお願いします。 本会 組織支援部 TEL:045-633-5133

製造業

食料品	パン	8月に学校給食が再開し、給食取扱いの組合員は対前年で売上、収益、資金繰りが好転している。一方、市販事業中心の組合員は、イベントの中止も多く、対前年で売上は減少となっている。業界平均としては前年並みの状況である。
	酒造	令和2年7月の清酒課税移出数量の特定名称酒は対前年比83.54%と下回った。特定名称酒以外の普通酒も対前年比80.60%と下回り、合計で対前年比83.14%と前年を下回る結果となった。
	ひもの	8月の入出はGoToトラベルキャンペーンが打ち出されたにも関わらず、過日各交通機関が利用状況(結果)を発表したとおり極端に少なかった。結果、当組合でもお盆期間中の売上が対前年比50%を確保できた者は良いほうで、依然厳しい状況にある。
	製麺	8月は例年ならお祭りやお盆休めでイベントの注文があるが、今年はイベント自粛の影響で全て無くなってしまった。
木製品	家具	手持ち受注残高はすでに消化し、ゼネコンの見積もりが減少するなど先行き受注への不安感が強い。持続化給付金を受領し、家賃支援給付金への申し込みを行った業者が多い。資金繰り面の影響は、これから深刻化する。
	製本	景況は変わらず低迷している。各社、新型コロナウイルス対策支援融資を受け、当面の運転資金は確保しているが、需要の低迷が長期化すると厳しい状況である。
印刷	印刷	新型コロナウイルス感染は、未だ有効な治療薬が確立されていない中、経済の低迷が長期化し、印刷会社は大変厳しい経営を強いられている。深刻な事態になる前に組合として、神奈川県独自の支援をお願いしたく、要望書を提出した。
	石油製品	組合員に景況を伺ったところ、次のように話していた。「8月は操業日数が少なかったものの、全体では前年実績の売上高を確保し、収益については経費削減を徹底しているので、営業利益では前年を上回る見込み。」
土産品	砕石	出荷が見込まれる物件は一定数を保っている中、工事進捗遅れが改善しつつあり、持ち直し傾向が出てきた。案件の動かない地域もあるが、当月は相対的にいくらか上向きとなった。
鉄鋼	工業塗装	昨年10月の消費増税による景気後退と現在のコロナ禍の経済縮小により厳しい経営環境である。特に、当月の夏季休暇は例年より長期かつ変則的で、取引先の稼働日数が少なく受注が少ない。
	工業団地(相模原市)	7~8月の共同受電電気使用量は、前年比プラスは維持している。食品関係大口需要家1社を除くと、それぞれ▲21%、▲17%と引き続き厳しい状況にある。
	工業団地(相模原市)	大手メーカーの生産計画見直しによる受注減少が続いている。受注減少を補うべく、新規取引拡大などの取り組みで若干の成果は出てきているものの、受注減少をカバーするまでには至っていない。
金	工業団地(伊勢原市)	前月同様、今期後半の目途が立たない。お盆休暇(連続9連休)の企業も多い。業種、主要取引先にもよるが、前年比マイナスで一日でも早い回復を祈る状況。
	金属製品	先月と変わらず中小企業は厳しい状況にある。10月からある程度の受注が見込めるという話も出てきており、新型コロナが徐々に収束すればという期待感がある。
その他	工業中心の複合業種(川崎市)	8月後半は徐々に受注も上向き傾向ではあるが、波があり不安定。まだ廃業や倒産は出ていないが、各会員の同業者の中には廃業となった企業も多いと聞いている。
	工業中心の複合業種(川崎市)	世界的に設備投資が進まずプラント・工作機械等の受注が大幅に減少し生産調整が長引いている。大規模展示会等が中止・延期される他、営業活動自粛による機会損失が発生。
	工業中心の複合業種(厚木市)	世界的に設備投資が進まず工作機械等の受注が大幅に減少し生産調整が長引いている。大規模展示会等が中止・延期される他、営業活動自粛による機会損失が発生。原油、金属材料の相場乱高下の影響が大きい。

景況天気図 (前年比)	売上高	在庫数量	販売価格	取引条件	収益状況	資金繰り	設備操業度	雇用人員	業界の景況
									
	-58.1%	-4.3%	-13.5%	-24.3%	-60.8%	-44.6%	-42.9%	-16.2%	-64.9%
									
全体	-61.9%	9.5%	-19.0%	-9.5%	-57.1%	-47.6%	-42.9%	-23.8%	-57.1%
製造業							—		
非製造業	-56.6%	-16.0%	-11.3%	-30.2%	-62.3%	-43.4%	—	-13.2%	-67.9%

【天気図の見方】各景況項目について「増加」(または「好転」)業種割合から「減少」(または「悪化」)業種割合を引いた値(KJ)をもとに作成。その基準は次の通りである。ただし、在庫数量はKJ値プラスの場合には雨、マイナスの場合には晴れの方向に表した。KJとは、「神奈川県情報連絡員調査指数」の略である。



※この業界情報は、県下74名の連絡員からの情報をもとにしております。

非製造業

卸

菓子卸 売上は減少したままで、回復していないようである。各社、雇用調整など創意工夫に努めているが、売上が回復しなければ、これから資金繰りが一層厳しくなることが予想される。

卸団地 売上については、前年同月比で減少。緊急事態宣言が解除されたものの、依然として新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、前年比減収。一方、巣ごもり需要による特需で増収の企業もあり、販売ターゲットによる業績格差が顕著に表れている。

売

料理材料卸 首都圏の感染症は、まだまだ収束が見えず、飲食店には体力が持たない所もあり、営業を止める店も出てきている。売上は7月以上に悪化している。

歯科用品 一時的とは思いますが、顧客である歯科医院に対し、設備・消毒関係予算として100万円の補助金が決定したため、その関係商品が品薄になっており、売上も増加している。

リサイクル 市中の回収は低下が続いているものの、アジア向け古紙輸出ルートにおいて引き合いが出ており、輸出市況は堅調となってきた。

業

リサイクル 古紙市況は、市中の回収量は低下が続いているが、アジア向けの古紙輸出は引き合いも増えており、強気ムードとなっている。鉄スクラップ市況も、アジアのベトナム、韓国、台湾などからの引き合いが活発で、内外での価格上昇のもと上昇基調である。

菓子 コロナ禍の今だからこそ、当組合も若手を中心としたデジタル世代の力を借りて経済回復の糸口を見つきたい。上部団体が販促イベントを企画中なので、これで一連の流れを作ればと思う。

青果 8月に入り、連日猛暑が続く、前月からの多雨による日照不足により、各産地生育不良で、野菜、果実ともに全般にわたり、出荷量少なく相場は高値が続いた。依然、コロナウイルスの影響や、お盆休みもあり、一般小売業は客足が悪く高値で、販売には苦戦を強いられ、厳しい状況が続いた。

電化製品 夏の暑さのおかげでエアコン等、夏物商品が大変好調になり、売上アップに繋がった。

小

鮮魚 猛暑の影響で客足が遠退いている。海水温の変化のためか、入荷が非常に少ない。今年は美味しいサンマが食べられないかもしれない。

燃料 8月に入り梅雨も明け、油外収益等を期待したが、コロナ禍の影響により、外出を控える人が増え、洗車等が伸び悩んでいる状況。また、燃料油も伸び悩み、前月比92～93%という状況。

共同店舗 新型コロナウイルスの影響を受けて9月末で閉店する店舗がある。

タイヤ販売 コロナウイルスの影響により、消費者による需要が減少している。今年の冬のスタッドレスタイヤは旅行者の減少から需要減となるだろう。生産財に関しては輸出入の減少で海上コンテナの運送が減っていることから、需要減になっている。

売

商店街（横須賀市） 8月期はコロナ禍の中、猛暑の影響もあり、来街者の減少傾向が続いた。特に夜は客足が厳しい状況。8月末より、横須賀市が発行する10,000円で、12,500円分の買い物ができるプレミアム商品券「よこすか地元のお店応援券」による消費の喚起により遠のいた客足を呼び戻したい。

商店街（横浜市） 飲食店を中心にコロナウイルスの影響はまだ大きい。イベントを秋に予定していたが、中止とした。感染予防対策に気を遣っている。

商店街（藤沢市） 先月同様、生鮮加工食品等の業種は概ね好調である。コロナ禍で外遊機会の減少による影響が大きい業種（衣料・化粧品・バイク自転車・インテリア）は苦戦している。客足の鈍りを予測していたが、ほぼ前年並みの売上客数であった。

業

商店街（川崎市） 今月になり、急に梅雨が明け、今度は猛暑となり、日中出歩くのが危険なぐらいの暑さが続いた。コロナウイルス感染が拡大し続けている状態でお盆時も帰省や旅行に行く人は少ない状態が続いている。

商店街（相模原市） 新型コロナウイルス感染拡大により、3月から休止していた「朝市」を感染防止対策を十分とって6ヶ月ぶりに再開した。久しぶりの開催で心配された来場者も8割方来場し、お客様も「朝市」の再開を待ち望んでいたようだ。

温泉旅館 お盆は高稼働だったが、例年と違い直近予約が多かった。GoTo トラベルの影響か、高単価の部屋の稼働が良かった。

サ

医療業 医療機関外来、薬局処方箋は前年比85～90%前後を推移し、患者が戻っておらず、4～6月よりも改善するも厳しい状況が続いている。行政よりPCR検査等のできる医療機関の手上げが指示され、組合の医療機関（病院、診療所）も検査機関として登録を始めようとしている。

ファイナンシャルプランナー 売上高は減少傾向が続いているが、FPに対する研修セミナーの参加人員は、8月については増加してきた。また、個人相談件数も増加してきている。一部の部門で好転の兆しが見えてきた。

ビ

情報サービス業 昨年度の8月が締め関係で売上が落ち込んでいたため、対前年では売上増加も、新人の配属ができないことやコロナの影響での一部業務縮小がジワリとジワリと出てきて不稼働要員が増加してきている。

ス

建物管理 オリンピック延期とコロナウイルスの影響のせいか、募集の人員確保に動きが生じている。

建築設計 横浜市の区庁舎9棟の建替えの条件整理の委託があった。2030年代以降に築70年を迎える施設群で約半数に上る。今後も小中学校、地区センター、スポーツセンター、地域ケアプラザ等で建替え条件整理の検討に入っていくだろう。

業

柔道整復師 来院者数が減少し、保険請求も対前年同月比で40%程度減少。今後、新型コロナウイルス対策が続けば、業界はかなりの打撃を被ると推察される。

建

管工事業 業界に係る公共工事は概ね順調であるものの、コロナ禍により民間工事が低調である。下期の経済活動の好転に期待したい。

電気工事 コロナウイルスにより、観光客減少により観光二次産業である地域では建設業も影響が出ている。過度な受注競争が露になってきており、人材不足も発生。

設

空調設備工事 未だにコロナ禍の影響で現場が一時止まりで遅れている現場がある。三密回避するための作業工程の調整で工事の遅れも発生。一部では、今まで通りの現場もあるが、今後どうなるかわからない。

畳工事 コロナウイルスが長引けば長引くほど、経済は冷え込み、これから閉鎖する事業者がどれだけ増えるのかが不安である。

業

建具 業界としての課題について後継者不足と仕事の減少がある。特に仕事の減少については建具ユニットの普及により、製作が減っている。

運

道路貨物 コロナ禍の影響が長引くと、経営が圧迫され、先行きの見通しも全く見えない。特に海コン業者は非常に厳しい状況である。

道路貨物 家賃支援給付金を利用する企業が多い。

輸

道路貨物 荷量については8月になって多少回復基調になってきたが、前年同月に比べると、2～3割ほど荷量の確保の動きがある、との声が組合員より多数聞かれる。荷主がコロナウイルス対策として経費削減のための運賃見直しを行っており、荷量が少なくなっている上に、運賃の値下げを迫られ、経営状況がさらに悪化しているという組合員が多くなった。

業

歯科技工 前年度と比べると売上は変わらないが、歯科用貴金属が高値を更新し、収益状況に影響を与えている。歯科材料の保険点数が上がりなければ、受注も増えず、収益状況の改善はない。

その

不動産 8月は営業日数も少なく、毎年売上は減少する。この先、懸念されるのは、仕事を失った入居者への対応で、政府の補助金だけでは当然対応できず、住む家を失う人も多くなる。新しく住居を確保したくても、4月からの民法改正で連帯保証人が使用しづらくなっており、保証会社を利用する不動産会社が大多数なので、審査を通るのは難しい。

の

非

製

造

業

神奈川県最低賃金改正のお知らせ

「使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。」

令和2年10月1日(木)から、神奈川県最低賃金は 時間額 **1,012円(1円引き上げ)**となりました。神奈川県最低賃金は、県内の事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイト等の雇用形態や呼称の如何を問わず、全ての労働者とその使用者に適用されます。

次の賃金は最低賃金の対象となる賃金に含まれません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金
- ③ 1か月を超える期間毎に支払われる賃金
- ④ 時間外、休日労働に対する賃金、深夜割増賃金

【最賃に関するお問合せ先】 神奈川県労働基準部賃金室 又は 最寄りの労働基準監督署
TEL: 045-211-7354

なお、中小企業・小規模事業者向けに各種支援策(助成金※含む)、無料相談を用意しています。詳しくは下記の「神奈川県働き方改革推進支援センター」にお問合せください。

※「業務改善助成金」は事業場内最低賃金を30円以上引上げ、設備投資(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

【各種支援策・無料相談のお問合せ先】 神奈川県働き方改革推進支援センター(ランゲート株式会社受託)
TEL: 0120-910-090 FAX: 0120-971-030
メール: hatarakikata@mb.langate.co.jp
住 所: 横浜市中区尾上町5-77-2 馬車道ウエストビル6階

新型コロナウイルス感染症の影響における雇用機会の確保要請

本会は黒岩祐治神奈川県知事及び園田宝神奈川県労働局長より、新型コロナウイルス感染症の影響下における雇用機会の確保等について協力要請を受けました。

要請文では、下記のとおり雇用維持並びに若年者、障がい者、女性及び高齢者の雇用機会の確保等について、本会の会員・組合員企業への周知の協力要請がなされています。

【要請の内容】

新型コロナウイルス感染症の影響下における雇用維持について
新規卒者の採用活動の継続について
就職氷河期世代への支援について
若年者、障がい者、女性及び高齢者の雇用機会の確保について
就職に困難を抱える者等の働きやすい職場環境の整備等について
新しい生活様式を踏まえた働き方改革について

【要請の詳細】

- ・ポストコロナ時代に向けた事業継続の人材確保のための従業員の雇用を最大限に維持
- ・県内の産業を支える若者が、社会により良い第一歩を力強く、希望を持って踏み出していくことができるように、高等学校及び大学等卒業予定者の採用活動を継続
- ・バブル経済崩壊後の雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った就職氷河期世代の支援
- ・学生や生徒がアルバイトとして働く際には、学業に支障をきたすことなく、健全に働くことができる職場環境の整備
- ・法定雇用率の達成に向けての尽力と障がい者の雇用機会の確保や離職防止・職場定着に向けた適切な配慮
- ・女性の正社員としての雇用機会の確保と現在雇用している非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善と働きやすい職場の環境整備
- ・高齢者に合った仕事の創出や短時間労働の職の拡大など、働く意欲のある高齢者の多様な働き方に対応できる就業機会の提供
- ・就職に際して困難を抱える者等の働きやすい職場環境の整備、雇用機会の確保やキャリアアップ等の一層の配慮
- ・総労働時間の短縮やワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境の改善とマネジメント能力の高い管理職の育成やハラスメントのない働きやすい環境づくり
- ・労働者の生活の安定や労働力の資質向上等を図るための最低賃金額の遵守と周知

※要請文はホームページで全文をご確認いただけます
⇒<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/prs/20200916.html>



逸品の今月

『かながわの名産100選』より



#37 三浦・横須賀のかぼちゃ

通常35日程度で収穫できるかぼちゃを、三浦半島ではさらに10～15日かけて畑で十分に完熟させてから出荷している。ホクホク感がありとても甘く、カロチン含有量の高いことが特徴。

こちらのコーナーは「かながわの名産100選」より抜粋しています。

「かながわの名産100選」は県 HP (<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ya3/cnt/f300096/>) でもご覧になれます。

記事に関するお問合せはこちら
神奈川県 国際文化観光局 観光部 観光企画課
TEL: 045-285-0739 (直通)

編集後記

9月もまだまだ暑いと思っていたら、10月に入り一気に寒くなりました。昨今は寒暖差が激しい日が多く、体調を崩しやすい気候となっておりますので、みなさま体調にお気をつけてお過ごしください。

企画情報部担当者

情報募集

『商工神奈川』に
組合の情報を掲載しませんか？

- ★イベントの告知をしたい
- ★組合の事業を紹介したい
- ★取材に来てほしい



お気軽にお問合せ下さい！

【組合の情報掲載に関するお問合せ】
企画情報部 TEL: 045-633-5134
もしくは組合担当者まで



神奈川県信用保証協会



LINE
友だち募集中

金融支援
創業支援
経営支援

～夢と未来に向けて～
かながわの中小企業を
応援します



カナモ

メリット

- 1 セーフティネット
保証等の別枠保証も
ございます
- 2 資金調達が
スムーズになります
- 3 原則として第三者
保証人が不要です

随時ご相談をお受けしています

営業部
045(681)7178

川崎支店
044(222)7811

小田原支店
0465(23)0138

横須賀支店
046(822)3821

藤沢支店
0466(23)0792

厚木支店
046(221)0633

相模原支店
042(752)0575

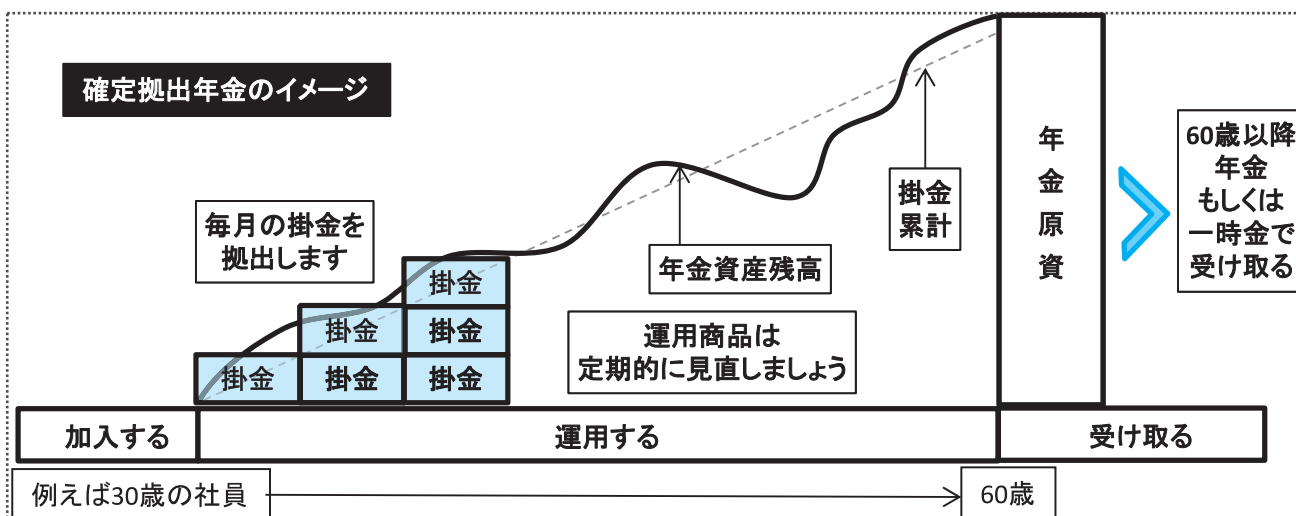
<https://www.cgc-kanagawa.or.jp/>

企業型確定拠出年金の導入はおすすめですか？

中小企業の経営者・役員・従業員の年金づくりに最適なプランです。

こんな悩みのある企業様におすすめです！

- ✓ 従業員全員に新しい制度について説明、加入させるのは困難。
- ✓ 企業型の導入を検討したが拠出金が負担。
- ✓ 導入後の投資教育についてわからない。



確定拠出年金 3つのメリット

Point1【拠出時】
毎月の掛金は社会保険料の算定外となり、所得税軽減効果の期待

Point2【運用中】
運用期間中の運用益は非課税

Point3【受取時】
受取方法で公的年金控除・退職所得控除が適用



株式会社バリュー・エーエージェント
横浜市南区宮元町1-21-15
TEL:045-716-0002

※5/1より社名変更しました
旧社名 株式会社神奈川保険グループ

FAX ⇨ 045-716-0005

切り取らずにこのままファックスしてください

会社名： _____ 役職： _____

お名前： _____

メール： _____ お電話番号 _____

お問合せ内容

- ☐ 制度詳細について ☐ 加入資格について ☐ 社会保険料や所得税の削減効果について
☐ その他



神奈川県中小企業団体中央会 ビジネスJネクスト制度のご案内



— 団体業務災害補償保険制度 —

従業員や企業を巡るトラブル、 貴社の備えは万全ですか？

社長！！
作業中に高所から落ち、
従業員が亡くなりました！！

社長！！
セクハラにより会社が訴えられ
ています！！



社長！！
従業員が過労自殺して
使用者責任を問われています！！

社長！！
不当解雇が原因で損害賠償請求
をされています！！

最近の労災高額損害賠償例では、**1億円を大きく超えた判決**となるものがあり、**脳・心臓疾患と精神障害**によるものが増えています。(引受保険会社調べ)

判決容認額	年	年齢	業種	態様	備考
1億6,700万円	2019年	開示なし	市立病院	医師が過労死	過労死
1億円	2014年	28歳	鉄道会社	社員が長時間労働によるうつ病で過労自殺	自殺
7,200万円	2014年	開示なし	消火器販売	上司によるパワハラが原因でうつ状態となり自殺	自殺
1億9,400万円	2010年	35歳	レストラン	「名ばかり管理職」が過労により意識不明	脳疾患後遺障害
1億8,989万円	2008年	33歳	精密機器製造	異動後の過重な業務による脳内出血で意識障害	脳疾患後遺障害

●このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

詳しい内容をお知りになりたい場合には、下記シートをご記入いただき、三井住友海上（045-461-0697）までFAXしてください。

貴社名	所属組合名		
ご住所			
ご担当者名			
TEL	FAX		
ご相談内容	1. 見積りが欲しい 2. 説明が聞きたい 3. 加入したい		

<ご連絡先>

【引受保険会社】
三井住友海上火災保険株式会社 横浜支店横浜第二支社
住所：横浜市神奈川区栄町7-1 MYXビル4階
TEL：045-461-8245
FAX：045-461-0697

経営者・役員・従業員とそのご家族の 安心の保障を準備するために 中央会の共済制度をご活用ください。

BESTパートナー
大樹生命



従業員のための 退職金準備に 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
安定した退職金準備が
できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社
大樹生命保険株式会社



経営者・従業員のための 万一の保障 団体扱生命保険

団体扱* (月払) の場合、
一般扱 (口座振替月払等) で
ご契約いただくよりも、
保険料が割安になります!

オーナーズプラン

経営者の
各種リスクマネジメントのために

パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの
保障準備をサポート



業務上の災害への備えに 業務災害補償保険

事業活動にかかわる
従業員さまのケガなどのリスクを
カバーする保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社
業務災害補償保険 取扱代理店
大樹生命保険株式会社



* 団体扱とは、神奈川県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。

※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせください。

※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書 (契約概要)」「特に重要な事項のご説明 (注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」および神奈川県中小企業団体中央会の「退職金共済規程 (規約・規則)」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社

横浜支社 〒221-0056 神奈川県横浜市神奈川区金港町1-4 横浜イーストスクエア9F TEL:045-345-4201

横浜北支社 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜3-7-3 リーフスクエア新横浜ビル8F TEL:045-474-4780

湘南支社 〒251-0025 神奈川県藤沢市鵠沼石上1-5-4 大樹生命藤沢ビル6F TEL:0466-23-3721

町田支社 〒194-0022 東京都町田市森野1-7-23 大樹生命町田ビル4F TEL:042-722-6368

<https://www.taiju-life.co.jp/>

大樹-KB-2019-1064 (損保) B-2020-101 (2020.4)
B-2020-1009 (2020.4) 使用期限 2021.3.31